

能代労働基準監督署発表  
令和6年2月7日

【照会先】

能代労働基準監督署

署長 中村 茂樹

○ 監督・安衛課長 伊藤 大貴

(電話)0185-52-6151

報道関係者 各位

## 【能代監督署】働き方改革関連法等に係る説明会の開催について

能代労働基準監督署（署長 中村 茂樹）は、働き方改革関連法等の周知・理解の促進を目的とした説明会を下記により開催します。

### ◆講習会の目的

「働き方改革関連法」の成立に伴い、平成31年4月1日以降、改正労働基準法、労働安全衛生法等が順次施行されており、一部適用猶予業務を除き改正法の施行から3年以上経過しております。また、令和5年4月1日から、中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予が見直されているとともに、令和6年4月1日から、労働条件通知書の記載等による労働条件の明示事項等が変更されることとなっており、改正内容を踏まえた適正な対応が求められるところです。当署におきましては、事業主の皆様へ適切な労務管理を行っていただくため、改正内容の周知に継続的に取り組んでおります。

本説明会においては、時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等について説明を行います。併せて、秋田働き方改革推進支援センターの担当者からパワーハラスメント防止対策について説明する予定です。

### ◆講習会の概要

- ・ 日時：令和6年2月21日（水）午後1時30分～午後4時00分
- ・ 場所：能代山本広域交流センター 第1研修室（能代市宇海詠坂3-2）
- ・ 対象：能代労働基準監督署管内の事業場
- ・ 内容：改正労働基準法等について  
パワーハラスメント防止対策について（働き方改革推進支援センター説明）
- ・ 主催：能代労働基準監督署

### ◆お問合せ先

能代労働基準監督署 監督・安衛課

〒016-0895 能代市末広町4-20 能代合同庁舎3階 TEL：0185-52-6151

報道機関の皆様には、労務管理に対する理解の促進に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。